

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

- いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であると捉え、以下の3つを基本理念として掲げる。
- 全ての児童生徒が、安心して生活を送ることができるようにしていくこと。
 - 児童生徒の豊かな情操や道徳心など、心の通う人間関係を構築する素地を養うこと。
 - 市、学校、保護者、地域及び関係機関が連携を図り、適切かつ迅速に対応すること。

(2) いじめの定義

いじめとは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立ち、様々な視点から判断することとする。

(3) いじめの理解

いじめは、児童生徒の健全な成長のみならず、その生命及び身体に重大な影響を及ぼすものでありながら、目につきにくい時間や場所、方法で行われることに加えて、いじめられている本人がそれを否定する場合もあり、大人が気付きにくい性質をもっている。とりわけ、嫌がらせや仲間はずれ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。また、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、無秩序性や閉塞性といった学級や部活動等の所属集団の構成上の問題、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気作りや、全ての児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高められる働きかけを行う。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が中心となる活動への支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、人権教室等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・日常的な関わりの中での観察やアンケート調査（年3回）、個別相談の実施、そうだんポストの設置等の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を速やかに行うことができるよう、相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・南っ子守り隊や南本町小学校区青少年育成会等、地域の方々の協力体制（許容範囲内）を構築する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対して

- ・SNS等によるネットいじめなどの件数が増加し、いじめの実態が見えにくくなっている。児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを使う前に家庭内で約束事を設定することが求められる。また、インターネットを通じて行われるいじめに対する理解を深め、未然に防止する措置として、ネット安全教や情報モラル教育等を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、生徒指導部会内に「いじめ対策委員会」を設置する。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。必要に応じ、その他の児童に対しても指導及び支援を行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受ける必要があると認められるときは、保護者や教育委員会と連携を図りながら、一定期間、加害側児童を別室等において学習させる措置を講ずることもある。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、教育委員会に対していじめの重大事態として報告し、調査などの指示に従う。

(4) 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。